

認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書  
（一般措置）別紙  
【一定の事由により特定資産の保有割合又は  
運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人 （受遺者）の氏名		入力 ※	確認 ※
贈与者、被相続人の氏名			
認定（贈与・相続）承継会社の名称			

※欄は記入しないでください。

1 一定の事由により特定資産の保有割合<sup>(注1)</sup>又は運用収入割合<sup>(注2)</sup>が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

(1) 該当規定<sup>(注3、4、5)</sup>

イ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
ロ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書 【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

(2) 事由の生じた年月日（(1)ロの場合はその事業年度） 令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

（令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日 ～令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日）

(3) 事由の詳細

---



---



---

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限<sup>※</sup> 令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

※ (1)イに該当する場合には(2)の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には(2)の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日が、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合 \_\_\_\_\_%

(2) (1)の割合に減少させた年月日（1(1)ロの場合は事業年度） 令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

（令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日 ～令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日）

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

---



---



---

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注) 1 1(4)の「1の割合を減少すべき期限」が経営（贈与・相続）報告基準日<sup>(注6)</sup>（以下「報告基準日」といいます。）後に到来する場合には、2の事項の記載は不要です。

この場合には、次のうちいずれか遅い日までに「認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」を提出してください。

イ 1(4)の期限から2か月を経過する日

ロ 当該報告基準日に係る継続届出書の届出期限

なお、上記の場合であっても、この明細書の提出の時に2の事項の記載が可能などときには、上記にかかわらず、この明細書の提出に当たり2の事項の記載をすることにより「認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」の提出に代えて差し支えありません。

2 1(4)の期限までに特定資産の保有割合又は運用収入割合を基準割合未満に減少させることができなかった場合には、その期限の翌日から2か月を経過する日をもって、納税猶予税額が確定します。

## 記載方法等

この明細書別紙は、経営（贈与・相続）報告基準日（以下「報告基準日」といいます。）が最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項）の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後 5 年を経過する日と最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項）の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後 5 年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合で、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者（以下「経営承継者」といいます。）が、租税特別措置法第 70 条の 7 第 9 項、第 70 条の 7 の 2 第 10 項又は第 70 条の 7 の 4 第 8 項の規定により継続届出書を提出するときにおいて、当該報告基準日の直前の報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に、認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が 70%以上となったとき（租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 19 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書に規定する場合）又は特定資産の運用収入が 75%以上となったとき（同令第 40 条の 8 第 22 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 27 項ただし書に規定する場合）に、「認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（一般措置）」とともに継続届出書に添付して提出してください。

(注) 1 「特定資産の保有割合」とはその日における認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は 70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B＝当該認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 15 項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

C＝過去 5 年以内において経営承継者及びその者の租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 8 号ハに規定する特別関係者が当該認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

- 2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は 75%です。
- 3 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 19 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 14 項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が 70%以上となった場合をいいます。
- 4 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 22 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 27 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 16 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が 75%以上となった場合をいいます。
- 5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその事業年度の特定資産の運用収入割合を記載してください。
- 6 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 7 号に規定する「経営贈与報告基準日」、同法第 70 条の 7 の 2 第 2 項第 7 号に規定する「経営報告基準日」又は同法第 70 条の 7 の 4 第 2 項第 6 号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。